

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 捜 一 発 第 1 1 8 号
令 和 6 年 6 月 6 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和12年3月31日まで
検視官室	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

矯正施設及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等について（通達）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）及び少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）により、刑事施設、少年院及び少年鑑別所の長は、被収容者等が死亡したときは、その死体の検視を行い、その結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報することとされており、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）及び留置施設に収容中の者が死亡した場合における警察の死体取扱い等について、下記のとおり定めることとしたので、遺漏なきようにされたい。

記

1 関係法令等の概要

- (1) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第93条、少年院法施行規則第91条及び少年鑑別所法施行規則第69条の概要

矯正施設の長は、被収容者等が死亡したときは、その死体の検視を行い、その結果、変死又は変死の疑いがあると認めるときは、検察官及び警察官たる司法警察員に対し、その旨を通報する。

- (2) 被収容者等の検視に関する訓令等及び少年院及び少年鑑別所における検視に関する訓令等の概要

矯正施設の長は、当該施設を管轄する検察庁の検察官及び警察署に対し、当該施設の長による検視の結果、死亡者の人定事項、罪名等を電話により通報した後、必要事項を簡潔に記載した書面をファックスで送信するなどして送付する。

- (3) 「矯正施設等に収容中の者が死亡した場合における検視等に関する取扱い及び検視調書等関係書類の保存について」（平成15年11月27日付け法務省刑総第

1291号) の概要

ア 前記(1)及び(2)の通報を受けた検察官は、明らかに変死の疑いがないと認められる場合を除き、原則として自ら検視を行う。ただし、検察官自ら検視をすることのできないやむを得ない事情がある場合には、司法警察員である警察官に対し、代行検視を命じることができる。

イ 警察の留置施設については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則、少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の適用はないものの、検察官は、同施設から変死に関する通報がなされたときは、検視の可否を検討した上、検視を実施する際には必ず検察官自ら検視を行う。

2 矯正施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等

(1) 通報を受けた場合の措置

上記1のとおり、前記1(1)及び(2)の通報については、検察官及び管轄警察署の双方になされるが、当該通報に係る死体の検視については、検察官自ら検視することのできないやむを得ない事情がある場合を除き、検察官が行うこととされていることから、管轄警察署にあっては、当該通報を受けた場合には、捜査第一課へ速報し、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第3条の規定に基づき、変死体に関する検察官への通知を実施するとともに、検察官が自ら検視を行うか否かについて確認すること。

(2) 通報書類等の取扱いについて

ア 検察官自ら検視を行った場合

矯正施設から送付された前記1(2)の書面は、1年間保管すること。

イ 代行検視を行った場合

矯正施設から送付された前記1(2)の書面は、変死体等の検視（見分）結果報告とともに保管すること。

3 留置施設に収容中の者が死亡した場合における死体取扱い等

(1) 変死又はその疑いがあると認められる場合

検視規則第3条の規定に基づく変死体に関する検察官への通知を実施するとともに、検察官による検視が行われることを確認すること。

(2) 変死又はその疑いがあると認められない場合

留置施設に収容中の者が死亡した場合、変死又はその疑いがあると認められないことは想定し難いが、仮にそのような事案に該当する場合は、事案の特殊性に鑑み、検察官に連絡の上、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づく死体調査等を行うこと。